

2 墨田区議会基本条例案について

(1) パブリック・コメントの実施

ア 経緯

平成30年9月25日開会の議会改革特別委員会において、「(仮称)墨田区議会基本条例(素案)」についてパブリック・コメントを実施するよう議長へ申し入れることが決定した。これを受け、9月26日開会の各派交渉会及び議会運営委員会において、本区議会として初となるパブリック・コメントを実施することが決定した。

イ 概要

(ア) 実施期間

平成30年10月1日から10月31日まで

(イ) 資料の公表

「(仮称)墨田区議会基本条例(素案)」の概要及び条文について、区議会事務局及び区民情報コーナーで閲覧できるようにするとともに、区議会ホームページ及び区ホームページに掲載した。

(ウ) 意見等の提出状況

5人の方から、延べ11件の意見等が寄せられた。

(エ) 結果の公表

12月3日から12月28日まで、区議会事務局及び区民情報コーナーで閲覧できるようにするとともに、区議会ホームページ及び区ホームページに掲載した。

(2) 条例案の提出

平成30年11月30日開会の議会改革特別委員会において、本区議会として初となる委員会提出議案として「墨田区議会基本条例」を提出することを決定し、同日、委員長から議長へ提出した。同条例案は平成30年第4回定例会12月11日の本会議において全会一致で可決され、同日、公布された。

なお、施行日は、平成31年5月1日である。

(3) 逐条解説の作成

墨田区議会基本条例について、各条文の解説、用語の説明等を掲載した逐条解説を作成した。